

# 深掘り! 保険用語

〈100〉



株式会社ウインライフ

小野 力

＜E-mail＞  
tsutom\_ono@maia.eonet.ne.jp

## 低くない安全配慮義務の立証責任

### 求められる具体的な義務違反の事実

前回に続き、「安全配慮義務」について深掘りしたいと思います。

【事例】AはB社の業務中に社有車を運転していた。自損事故により負傷した。社有車の整備不良が事故原因である可能性が認められた。

98回で紹介した「請求権競合説」によると、Aは不法行為と債務不履行の両方を原因としてB社に損害賠償請求を行うことが可能である。安全配慮義務は契約責任の一種ではない。

最高裁は、原告が「安全配慮義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する責任を負う」と判示している。つまり、Aは社有車を整備不良があったことを立証する必要がある。最高裁は、損害賠償請求を債務不履行の構成とするので直ちにAの立証責任が軽減されるといっている。事実を立証する立場を取らないのである。

一方、安全配慮義務に関する考えと矛盾するようにも見えます。『安全配慮義務は労働者の職場における安全と健康を確保するために十分な配慮をなす義務であるが、安全と健康そのものを請け負う結果債務ではなく、その目標のために諸々の措置(手段)を講ずる義務にとどまる』(菅野・労働法)という解説は最高裁の考えを端的に表現しています。

最高裁の見解に対しては、特に労働法学の立場から反対意見が多く出されています。『安全配慮義務の内容を万全の措置を講じて労働災害を防止すべき義務とし、不可抗力以外の免責を認めない』『安全配慮義務は国運行供用者の責任の程度を上回る高次の責任を導く労働法原理に立脚した義務である』(菅野)などです。

これらの見解は、安全配慮義務の内容を高度化・包括化することによって原告の立証責任を緩和して労働者を保護しようとするものです。

確かに一般的な不法行為と異なり、安全配慮義務が問題となる事案では多くの情報が被告側に偏在しています。物的不備・人的管理の不備などを被告が積極的に開示することを期待はできません。原告に詳細な立証責任を負わせることが公平と考えるのかという問題意識は傾聴に値すると思います。

## 契約責任の一種である安全配慮義務

最高裁は、原告が「安全配慮義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する責任を負う」と判示している。つまり、Aは社有車を整備不良があったことを立証する必要がある。最高裁は、損害賠償請求を債務不履行の構成とするので直ちにAの立証責任が軽減されるといっている。事実を立証する立場を取らないのである。

一方、安全配慮義務に関する考えと矛盾するようにも見えます。『安全配慮義務は労働者の職場における安全と健康を確保するために十分な配慮をなす義務であるが、安全と健康そのものを請け負う結果債務ではなく、その目標のために諸々の措置(手段)を講ずる義務にとどまる』(菅野・労働法)という解説は最高裁の考えを端的に表現しています。

最高裁の見解に対しては、特に労働法学の立場から反対意見が多く出されています。『安全配慮義務の内容を万全の措置を講じて労働災害を防止すべき義務とし、不可抗力以外の免責を認めない』『安全配慮義務は国運行供用者の責任の程度を上回る高次の責任を導く労働法原理に立脚した義務である』(菅野)などです。

これらの見解は、安全配慮義務の内容を高度化・包括化することによって原告の立証責任を緩和して労働者を保護しようとするものです。

確かに一般的な不法行為と異なり、安全配慮義務が問題となる事案では多くの情報が被告側に偏在しています。物的不備・人的管理の不備などを被告が積極的に開示することを期待はできません。原告に詳細な立証責任を負わせることが公平と考えるのかという問題意識は傾聴に値すると思います。

## 新日本保険新聞

先日、損害保険ジャパンで行われました、全国ロープレ大会「SOMPORC」の特別審査員をさせていただきました。皆様、地域で行われた予選大会を勝ち抜き、見事本選大会に出場されたこと、非常にレベルの高いロープレを聞かせていただきました。

私は「生命保険部門」と「戦略商品部門」のロープレを担当させていただきました。あくまでも外部の人間であり、商品知識は他の審査員の方よりも乏しいです。ですので、選考の基準を、プロのライターとしての「文章の構成力」、そして営業のプロとしての「伝え方に着目して、論じていく」と、意気揚々と準備をしていたのですが、そんなテクニック的なアドバイスを受け付けられないような、素晴らしいロープレに出会いました。

「客さんたち」に届けていると、受功することも難しいです。今、内なる声か、もやもやと思いが、うまく話せなくなると経験が乏しくても、断られることが怖くても、「自分の伝えたいこと」を、「自分の伝えたい方法」で、「自分の伝えたいお客さん」に届けてほしい。一つで出ます。目に力を入れるも当てるはまるよう意識してほしいのです。これは情報発信をする上で、絶対に押してはならない基本だと思えます。自分の首が動く、不思議なことに相手の首も動き出す。ぜひ、情報提案者として「目の力」を意識してください。

覚えておきたいこととして、営業現場の主導権を完全に握っていました。ロープレとはいえ、『お客さんの首』が大きく動き、その様子も僕と同じように、心地よくなります。

## “内なる声”を大切に

「客さんたち」に届けていると、受功することも難しいです。今、内なる声か、もやもやと思いが、うまく話せなくなると経験が乏しくても、断られることが怖くても、「自分の伝えたいこと」を、「自分の伝えたい方法」で、「自分の伝えたいお客さん」に届けてほしい。一つで出ます。目に力を入れるも当てるはまるよう意識してほしいのです。これは情報発信をする上で、絶対に押してはならない基本だと思えます。自分の首が動く、不思議なことに相手の首も動き出す。ぜひ、情報提案者として「目の力」を意識してください。

覚えておきたいこととして、営業現場の主導権を完全に握っていました。ロープレとはいえ、『お客さんの首』が大きく動き、その様子も僕と同じように、心地よくなります。

営業素人からTOTへ!  
**真似して伸びる 暗記営業のススメ**  
有限会社ミライズ 片岡隆太 -100-  
問い合わせ先E-mail: info@mi-rise.com

## 「これから伸びるのは、損保系」

## 奮闘! 支社長

西川 新一 <118>

コロナ感染が低水準で推移する中、営業重要月の12月が終了した。上半期末とは一変し、営業成績面で好運な大口成約は無かったものの、支社メンバーの積み重ねた努力が実を結び、ギリギリながら不可能と思われた年間累計目標を辛うじて突破した。

この達成を経て、改めて「営業成績」という生き物は、諦めないことが成果成就の最大の近道であることを実感したのである。

年が明け激闘の前月とほろっかわり、穏やかな雰囲気での新年の挨拶回りが始まった直後の月曜日、無予告での抜き打ち営業現場コンプラ監査が入った。

営業現場では、金融機関として金融庁による検査が5年周期で実施されているが、その補完として自社運営ルール下での社内検査が実施されている。

この検査は保険業界が売上拡大主義に奔走し、顧客利益無視の暴走を食い止めるいわばルール遵守の状況を金融庁が牽制するものであり、その前段として自社検査も重要な役割として位置付けられている。

また、社内とは名ばかりで、金融庁検査入検時にも保険会社としてのルール遵守状況が適正と判断されるべく、社内検査とは言うものの非常に厳しい質問やルール解説を求められる。

そして、営業現場としては営業成績がいくら優れていたとしても、本検査で不合格を取るとその支社(長)は一切評価されぬという戦々恐々の行事なのである。

前年、半不合格(ランク1)5の中で、ランク4)状態に陥っていた当支社は、本年検査では重箱の隅を突かれることなく、各項目を調べられた。

一方、支社長昇進時から、本検査での失態は支社長自らの進退に直結する認識を持っていたこともあり、昨秋からの事前準備が奏功し、致命的な不備発生なきまま検査最終日を迎えた。最終日当日、検査官からの検査結果概略が支社長である私へ、事前に通知された。

結果は「ランク2」という上位2割3割に位置する好成績だったのである。上司である部長からは珍しく労いの言葉をかけ、また、昨年を知るメンバーからは、「リベンジを果たした」とごとの笑みを確認した。

改めて、営業現場では、必死に成果を追い求め、その努力が実を結ぶことが、さらなるモチベーションアップとなり組織のさらなる活性化を生むことを実感した月となったのである。

## 無予告で営業現場コンプラ監査

### 好成績で昨年不合格のリベンジ果たす

この検査は保険業界が売上拡大主義に奔走し、顧客利益無視の暴走を食い止めるいわばルール遵守の状況を金融庁が牽制するものであり、その前段として自社検査も重要な役割として位置付けられている。

また、社内とは名ばかりで、金融庁検査入検時にも保険会社としてのルール遵守状況が適正と判断されるべく、社内検査とは言うものの非常に厳しい質問やルール解説を求められる。

そして、営業現場としては営業成績がいくら優れていたとしても、本検査で不合格を取るとその支社(長)は一切評価されぬという戦々恐々の行事なのである。

前年、半不合格(ランク1)5の中で、ランク4)状態に陥っていた当支社は、本年検査では重箱の隅を突かれることなく、各項目を調べられた。

一方、支社長昇進時から、本検査での失態は支社長自らの進退に直結する認識を持っていたこともあり、昨秋からの事前準備が奏功し、致命的な不備発生なきまま検査最終日を迎えた。最終日当日、検査官からの検査結果概略が支社長である私へ、事前に通知された。

結果は「ランク2」という上位2割3割に位置する好成績だったのである。上司である部長からは珍しく労いの言葉をかけ、また、昨年を知るメンバーからは、「リベンジを果たした」とごとの笑みを確認した。

改めて、営業現場では、必死に成果を追い求め、その努力が実を結ぶことが、さらなるモチベーションアップとなり組織のさらなる活性化を生むことを実感した月となったのである。